



江府町報

第230号

発行者
鳥取県江府町
電話江尾代75-2211
編集 総務課
印刷 (有)富士印刷

江府町の人口

(12月31日現在)

| | | |
|-----|------|----|
| 世帯数 | 1221 | 世帯 |
| 人口 | 4733 | 人 |
| 前月比 | -11 | |
| (男) | 2278 | |
| (女) | 2455 | |
| 出生 | 2 | |
| (男) | 2 | |
| (女) | 0 | |
| 転入 | 4 | |
| (男) | 2 | |
| (女) | 2 | |
| 転出 | 13 | |
| (男) | 5 | |
| (女) | 8 | |
| 死亡 | 4 | |
| (男) | 2 | |
| (女) | 2 | |

県内初の高速道路・中国横断自動車道岡山米子線

待望の米子自動車道が開通

(江府・米子間)

鳥取県内では初めての高速道路が完成、12月14日午前10時から米子インターチェンジにおいて開通式が行われました。

来賓、関係者など約四五〇名が参加して行われたこの開通式では、建設大臣、日本道路公団総裁及び鳥取県知事などによりテープカットが行われ開通を祝いました。

このたび開通したのは、中国横断自動車道岡山米子線(米子自動車道)のうちの江府、米子間17・6kmの部分開通です。ありますが、本格的なハイウェイ時代の幕開けと言えます。

本町の玄関口江府インターチェンジでも、江尾小学校児童約一五〇名が開通パレードの車を迎え、開通を祝いました。

行政事業報告 11/1~12/16

○ 総 務

行政座談会を開催

11月25日 御机部落

11月26日 新町一丁目部落
各部落から行政に対する要望、意見を聞くとともに交流の場としました。

11月12日、中国横断自動車道米子江府間開通記念行事として、「ハイウエーメモリアルリレー」を、米子市、岸本町、溝口町、江府町及び新日本海新聞社主催により開催しました。

好天に恵まれ約二、〇〇〇名の参加があり盛会に終りました。

11月9日から15日まで、秋の全国火災予防運動が実施されました。本町でも運動期間行事として町消防団員と江府消防署員により、各部落水利、機関の点検及び想定による訓練を実施し、防火態勢の万全を期しました。

○ 同和対策

11月4日から3日間、広島市において第12回全国解放保育研究集会が開催され、本町から3名が参加しました。

この集会は、部落差別を許さないということの原点にしながら、すべての人々が共に生きる社会をつくり出し自らの生活をきり開くことのできる子供達を育てるため、全国各地で解放保育の創造に向けて実践活動を進めている人々と研究の成果を交流し、より実践内容を確かかなものとするため開催されたものです。

11月17日、日吉津村において西部地区同和问题研究会が開催され、本町から25名が参加しました。

地対財特法が昭和62年4月1日から5ヶ年間の時限法として制定され、同和対策事業の総括と、対象地域の厳しい実態を踏まえながら生活環境の改善と就労の安定、産業の振興、教育の充実、人権擁護運動の強化、社会福祉の増進及び基本法制定等の諸問題について研究討議し、同和问题

の速やかな解決に寄与しようと、開催されました。

○ 企画開発

11月14日、国、県及び町内関係機関に呼びかけて俣野川汚濁対策協議会を開催、今後の対策等について協議しました。

12月7日、「白住コミュニティ公園整備事業」の入札を行い、次のとおり決定しました。
請負業者 光葉工業株式会社
(日吉津村)
請負金額 二五七万五千元

○ 民 生

日輪閣において、人権、行政相談、困りごと相談を次のとおり、町社会福祉協議会と共催で行いました。

- 10月18日
- 11月8日
- 12月8日 (人権、困りごと)
- 12月13日 (行政相談)

第41回人権週間(12月4日~12月10日)にあわせて、町総合体育館と役場に懸垂幕を設置して啓発に努めるとも

に、人権擁護委員の協力を得て広報車により広報活動を行い、人権尊重を呼びかけました。

6月から実施してきた住民健康診査を11月29日をもって終了しました。延べ50会場一般健診、結核検診、がん検診を実施したところ、対象者延べ四、四八五人の内二、一八九人が受診され、受診率は48・8%でした。

11月29日、土井之内会館において、日野郡食生活改善推進員研修会を開催しました。日野郡内4町から約一二〇名が参加して、推進員としての日頃の活動報告をするともに、今後の活動方針等について研修を行いました。

○ 農 林

11月13日、平成元年8~9月に発生した台風17号及び22号農地及び農林業施設災害査定があり、農地災害など9件についてほぼ申請どおり認定されました。

11月11日~12日の2日間、第28回鳥取県農林水産祭が鳥

取市の布勢公園において開催されました。

本町からも関係機関の協力を得て農林産物、特産物を出展、即売しました。

12月9日、平成2年度水田農業確立後期対策転作等目標の内示が次のとおりありました。

鳥取県分 八、四一〇畝
(対前年比95・7畝の減少)
江府町分 一四二畝
(対前年比3・7畝の減少)

町及び生産者団体(農協)としては配分方法を検討し、町の水田農業確立対策審議会等の意見を聞いて2月末各集落農家に配分します。

○ 建 設

11月14日、9月に発生した台風22号による土木災害(1件)査定があり申請どおり認定を受けました。

11月16日、甘酒茶屋において砂防座談会を行いました。建設省倉吉工事事務所長をむかえ、関係4町により大山砂防事業について協議しました。

平成元年第八回

町議会定例会

平成元年第八回町議会定例会は12月18日から3日間の会期で開かれ、町長提出の16議案及び藤田議員による一発議案について審議がなされ、いずれも原案どおり可決されました。

議決事項は次のとおりです。
○江府町税条例の一部改正
*固定資産税の納期を平成2年度から5月、7月、9月、12月に変更するものとす。
○江府町国民健康保険税条例の一部改正
*国民健康保険税の納期を平成2年度から6月から1月まで連続8期に変更するものとす。

○江府町地域活性化ひとつぐり事業基金の設置及び管理並びに処分に関する条例の制定
*ふるさと創生一億円事業として「江府町地域活性化ひとつぐり事業基金」を設置するものとす。
○江府町ふるさと創生基金の設置及び管理並びに処分に関する条例の廃止
○平成元年台風十七号及び台風二十二号により被害を受けた農林水産業施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定
*当該事業の施行による受益者から分担金を徴収するためのものとす。
○江府町立図書館の設置及び管理に関する条例の制定
*図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十条の規定に基づき、江府町立図書館の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとす。
○江府町職員の給与に関する条例の一部改正
*人事院勧告に基づき同条例の一部を改正するものとす。

○江府町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
*主に「単身赴任手当」の新設により、同条例の一部を改正するものとす。

○一般町道俣野宮市線道路改良工事請負変更契約の締結
*契約金額を六八〇万九千円増額して、六千四〇七万七千円に変更するものとす。

○林道杉谷貝田線開設工事(貝田工区)請負変更契約の締結
*契約金額を七一九万五千円増額して、五千二四万九千円に変更するものとす。
○旧慣による公有財産の使用権廃止
*宮市字後谷九九七一一の原野(公簿面積七、六五三㎡)の内、四、〇一〇㎡を主要地方道江府・中和・用瀬線道路改良工事のため、また、御机字本谷七〇七一の保安林(公簿面積一一五、三一一㎡)の内、九二八㎡を団体営瓜菜沢農道改良舗装工事のため、旧慣使用権を廃止するものとす。

○平成元年度江府町一般会計補正予算(第四号)
*歳入歳出それぞれ六七、

○四九千円を追加し総額を二、五四五、六一二千円とするものとす。
○平成元年度江府町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)
*歳入歳出の総額は変わら

ず、歳出のうち総務費を四〇二千円、保険給付費を八、四〇〇千円追加し、予備費を八、八〇二千円削減するものとす。
○平成元年度江府町簡易水道事業特別会計補正予算(第三号)
*歳入歳出それぞれ二、二〇〇千円を追加し総額を三、五、四七四千円とするものとす。

○平成元年度江府町尾尾財産区特別会計補正予算(第一号)
*歳入歳出それぞれ二、七四五千円を追加し総額を三、六四五千円とするものとす。
○平成元年度江府町米沢財産区特別会計補正予算(第一号)
*歳入歳出それぞれ一、六〇〇千円を追加し総額を五、八五三千円とするものとす。

○学校事務職員・栄養職員の義務教育費国庫負担制度改革反対に関する意見書(案)について

○観 光

観光客の動向及び各種資料とするための車輛通行調査を町内2カ所(5月6月11月の第一土、日曜日と第三水曜日)に実施しました。
*調査日一日最高
(大山環状道路大平原)
六、八一五(前年比二一五・二%)
(国道181号線)
八、七三台(前年比二一七・四%)

○教 育

11月16日、17日の2日間、町総合体育館において第28回江府町卓球大会(職域の部)を開催したところ、町内各職場から十九チーム一〇人の参加がありました。
11月26日、奥大山チロルの里健康ウォークラリー89を開催しました。町内から親子連れなど九十二チーム、約五〇〇名が参加してタイムと得点を競いました。

今年、開通を間近にひかえた米子自動車道の一部コースに取り入れ、江府インターチェンジをスタート・ゴール地点に実施しました。

お世話になります。

新しい民生児童委員(18名)

全員が再任されました。

任期満了にとまない、十二月一日付で十八名の民生児童委員が厚生大臣より任命され、十二月十三日役場会議室において、委嘱状の伝達が行なわれました。

民生児童委員は、奉仕の精神で、保護を要する人の適切な指導、そのほかに必要に応じた生活指導など地域住民の生活と福祉向上のため尽力されます。

(敬称略)

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
|  <p>岡田 峰晴(貝 田) ☎75-3781 担当区:貝田</p> |  <p>宮本 幸人(新 二) ☎75-2097 担当区:新町1.2丁目</p> |  <p>新見 詮道(吉 原) ☎75-2558 担当区:吉原・西成・袋原</p> | <p>任期満了にとまない、十二月一日付で十八名の民生児童委員が厚生大臣より任命され、十二月十三日役場会議室において、委嘱状の伝達が行なわれました。</p> <p>民生児童委員は、奉仕の精神で、保護を要する人の適切な指導、そのほかに必要に応じた生活指導など地域住民の生活と福祉向上のため尽力されます。</p> <p>(敬称略)</p> | |
|  <p>岡本知嘉夫(御 机) ☎75-3552 担当区:御机・笠良原 鏡ヶ成</p> |  <p>田中 純子(本 二) ☎75-2308 担当区:本町1.2.3 丁目</p> |  <p>奥田 薫(柿 原) ☎75-2758 担当区:柿原</p> |  <p>谷口 雅教(小 原) ☎75-3161 担当区:美用・栗尾 ・小原</p> |  <p>河上紀恵子(宮 市) ☎75-3038 担当区:宮市・宮市原 ・杉谷</p> |
|  <p>加藤美佐子(池の内) ☎75-2291 担当区:池の内</p> |  <p>安江 久夫(洲河崎) ☎75-2208 担当区:下安井 ・洲河崎</p> |  <p>藤原 一(尾上原) ☎75-2689 担当区:尾上原・日の詰 ・深山口</p> |  <p>手島恵美子(小江尾) ☎75-2902 担当区:小江尾・大万 ・久連</p> |  <p>仲嶋 真道(本 五) ☎75-2574 担当区:本町4. 5 丁目</p> |
|  <p>山本 喜和(下蚊屋) ☎75-3675 担当区:助沢・下蚊屋</p> |  <p>生田 嘉美(新 道) ☎75-2411 担当区:武庫・新道 ・一旦</p> |  <p>神庭 栄(大河原) ☎75-2157 担当区:大河原</p> |  <p>住田 武雄(佐 川) ☎75-2088 担当区:佐川</p> |  <p>徳岡 健一(半の上) ☎75-2238 担当区:荒田・半の上 ・宮の前</p> |

「自ら考え、自ら行う地域づくり」検討会答申 ふるさと創生一億円事業

基金創設で「ひとづくり」を!



10月に発足した「自ら考え、自ら行う地域づくり」検討会（妹尾衛会長・委員21名）では、12月9日検討委員会を開き、ふるさと創生一億円事業の最終答申をまとめ、町長に提出しました。今後は、この答申をもとに事業が進められることとなります。提出された答申は次のとおりです。

答 申

答 申 第 1 号
平成元年12月9日
江府町長 福田正臣殿
「自ら考え、自ら行う地域づくり」検討会
会長 妹尾 衛
「自ら考え、自ら行う地域づくり」事業について
平成元年10月9日付で諮問のありましたこのこと
について当検討会の意見は別紙のとおりです。

平成元年10月9日付で江府町長より本検討会に対して諮問のありました「自ら考え、自ら行う地域づくり」事業（ふるさと創生事業）については、新聞、テレビなど報道機関も関心も高く、各自治体も総力を挙げて知恵を絞っているところであります。本町においても住民からのアイデア募集が行われ18名の方から44件の提案が成されておりましたが、本検討会では住民意見の再発掘と3回に

わたる検討会を開催し慎重に議論を重ねた結果、以下の結論をもって、諮問に答えることといたしました。

記

1 事業名

『ひとづくり』事業

2 財源措置

基金積立による果実をもつて行う。

3 主旨

本町に求められているものは過疎化からの脱却であり、住民一人一人の盛り上がりであります。そして、そのための地域活性化対策事業を展開しようとするとき、施設、財源とともに不可欠なものが「ひと」そのものであります。

住民のニーズは年々幅広く膨らんでおり、わけでも高学歴化、情報化、高齢化、並びに国際化の社会にあり、その『人材』に求められる資質、技術、文化、教養などはあらゆる面においてより豊かで高度なものであります。

本町では、こうした『ひと』を一人でも多く育成し

育てることが急務であると考えます。尚、事業展開にあたっては検討会、選考委員会など住民参加の機会を設けることが望まれます。

4 事業内容

事業展開のための制度（要綱）創設にあたっては上記主旨に沿ったものとし、幅広い事業展開を要望します。（あえて例示すれば下記のものがあげられます。）
①地域おこしリーダーの養成
②生涯学習対策
③後継者・福祉対策
④国際化社会対策
⑤参 考 意 見

(1) 財政事情の許すかぎり基金増額に努め事業規模の拡大と内容の充実に努めること。
(2) 住民から提案のあった多くの案件については官民の役割分担を明確にしながら積極的な取り組みを行うこと。

(3) 事業展開にあたり財源が不足する場合は、基金を取りくずして対応されたい。

おめでとう
いんごま

全国表彰

町交通安全母の会



12月18日・19日、東京・半蔵門会館で行われた第16回交通安全母親全国大会（主催 社団法人全国交通安全母の会連合会）において、「江府町交通安全母の会」（門田久子会長）は全国交通安全母の会連合会長表彰を受賞しました。

これは、本町における交通安全行政の中心となり、年間を通して様々な取り組みを行うと共に、交通安全旗、夜行反射タスキの普及など独自の活動を行い、母親の立場で家庭、地域、職場において交通安全意識の高揚に努めてきた、同会の功績が認められたものです。

わ
だ
い

年末の交通安全県民運動 サンタ スロー作戦で 安全運転を呼びかけ



安全運転者へサンタから
クリスマスプレゼント

12月22日、国道一八一号線の柿原入り口で交通安全街頭指導が実施されました。

これは、12月16日から25日の間実施された年末の交通安全県民運動にあわせて行われたもので、交通指導員、交通安全母の会、交通安全対策協議会などから約20名が参加、溝口警察署の指導のもと交通安全

を呼びかけました。

交通安全街頭指導では毎回趣向を凝らした啓発が行われていますが、今回はクリスマスとを間近かにひかえて「サンタスロー作戦」を展開。福田町長扮するサンタクロースがクリスマスプレゼントを行き交うドライバーに手渡しして、安全運転を呼びかけました。

ご利用下さい

江府町商工会

江尾駅にストーブを設置

12月5日、江尾駅に石油ストーブが設置されました。

寒い冬を迎え、通勤・通学の時期、列車待ちの間のわずかな時間でも暖をとってもらおうと、江府町商工会の呼びかけで町内13業者の協力により設置されたものです。

冬期間、朝六時から夕方まで点火されますので、ぜひご利用下さい。



1990 世界農林業センサスに

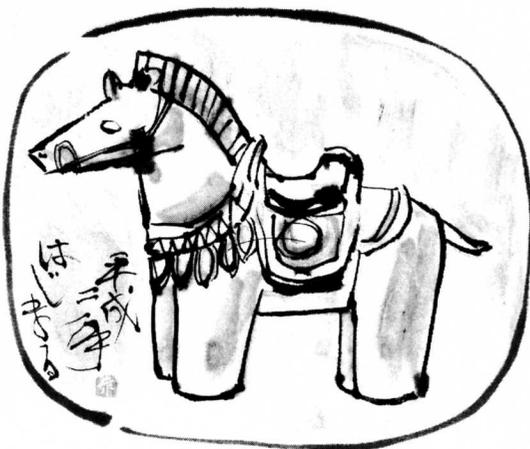
ご協力下さい

江府町

農林水産省では、平成2年2月1日（沖縄県は平成元年12月1日）現在で、全国の農家、林家などを対象に「世界農林業センサス」を実施します。

この調査は、わが国の農林業の実態を明らかにする最も基本的な統計調査です。調査の結果は、国や地方公共団体をはじめ各方面で農林業施策推進などの基礎資料として広く利用されます。調査員がお伺いして、農林業の経営状況などをお尋ねしますので、ご協力をお願いします。

△ 今年 は 午 年 〽



平成 二年は午年です。馬は、人間と意思のかような家畜として、昔から親しまれてきました。利口な動物というわけです。

でも、最近では馬を見かけることが少なくなりました。八万二千頭——これは、日本で飼われている馬の一番最近の数です。そのほとんどが乗馬用で、農耕馬、ばん馬（荷を引かせる馬）などは少数派です。ちなみに牛は肉牛、乳牛を中心に約四百七十万頭が飼育されています。人類が馬を家畜として飼い始めたのは、牛よりも遅く、紀元前四千年ごろと推定されています。そして今日まで、運搬用、農耕用、乗馬用はもちろん、戦争や狩猟にも馬は登場します。

こうした 馬と人間との密接な間柄を反映して、馬についての諺や漢字が豊富です。「馬がいなくなると、天気がよくなる」とか、「馬がはねると雨になる」という地域があるかと思えば、一方で、「雨になる」のでなく、「晴れる」と、反対の意味を言う地方もあります。馬と人間との関係、その地域の気候条件などの違いによるものでしょう。

馬偏 のつく文字もいろいろあります。駅、駐車場などは現代でも重要な交通用語です。かつて、馬が活躍した時代がしのべれます。「驚」は、馬が前足を上げて、後ろ足を立ち、上向き意味で、驚いたとき、このような姿勢になります。「騒」は馬がたくさん寄り集まることで、それが「騒がしい」の意味になりました。

ところで、初もうでや合格祈願に奉納する絵馬は、もとは神社や寺に馬を奉納する代わり、馬の絵を書いたのが始まりとされています。さて、今年、馬力アップして大いに頑張りますか、それとも馬耳東風……マイペースでのんびりいきますか。いずれにしても、ウマく乗り切りたいものです。

**新年金は
厚生年金2月1日
国民年金2月15日
に支払われます。**

なお、厚生年金のうち郵便局の現金払いは2月13日となります。2月支払いは、昨年4月以降の改定差額が含まれます。

今回の年金額の引上げは、平成元年4月に遡って実施されることになりました。

従って、厚生年金・国民年金とも既にそれぞれ平成元年11月、12月に前月までの月分の年金額が支払われていますので、平成2年2月の支払いでは、前回の支払い以降の月分の新年金の額と4月から既に支払済みの月分までの差額とが合わせて支払われることとなります。

なお、受給者の方それぞれによって違いはありますが、2月に支給される老齢年金の内訳を例示するとおおよそ次のようになります。

- 例：厚生年金(旧法)で月額約13万5千円受給している方の場合
 - ・ 新年金額(月額)……………約14万円
 - ・ 差 額(月額)……………約5千円
 - ・ 2年2月に支払われる額……………約45万5千円
 - 例：国民年金(旧法)で月額約3万円受給している方の場合
 - ・ 新年金額(月額)……………約3万1千円
 - ・ 差 額(月額)……………約1千円
 - ・ 2年2月に支払われる額……………約7万1千円
- (注) 夫婦お二人で受給されている場合は、この2倍の額となります。

所得税の確定申告

2月16日～3月15日

確定申告は

正しく、お早めに

今年も所得税の確定申告が二月十六日より始まります。

所得税は、あなた自身が所得や税額を計算し納付する申告税制度をとっており、確定申告は、税金の精算手続きであるとともに、あなたの昨年一年間の事業などの収支の総決算です。事業を営んでいる人はもちろん、サラリーマンでも確定申告をしなければならぬ人は、所得金額や税額を正しく計算し、できるだけ早めに申告をお済ませ下さい。

期限を過ぎて申告されますと本税のほかに加算税や延滞税がかかりますので、気をつけましょう。



○確定申告をしなければならぬ人

○一般の人

- ・ 商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人
- ・ 地代、家賃、配当、不動産の売却などの所得のある人

元年中の各種の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、その他の所得控除の合計額を超える人は必ず申告しなければなりません。

※ 昨年、新しく開業された人や昨年まで申告義務のなかった人は、もう一度所得を確かめてみて下さい。

(参考)

元年分の所得金額が、次の額を超える場合には申告が必要です。

- ・ 独身者の場合…三十五万円
- ・ 夫婦者の場合…一〇五万円
- ・ 夫婦と子供1人の場合…一四〇万円

・ 夫婦と子供2人の場合…一七五万円
(配偶者に収入がなく、子供が特定扶養親族に該当しない場合です。)

なお、社会保険料控除、生命保険料控除や損害保険料控除があれば、さらにこの金額に上積みとなります。

○サラリーマン

サラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整によって精算されるのが普通であり、確定申告の必要はありません。しかし、次のような人は申告しなければなりません。

- ・ 給与の年収が一千五〇〇万円を超える人
- ・ 給与以外の所得が二〇万円を超える人
- ・ 二か所以上から給与をもらっている人

○昨年比べて

変わった点

○基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額及び勤労学生控除額がそれぞれ引き上げられるとともに、新たに特定扶養親族(扶養親族のうち

年齢16歳以上23歳未満の人)に係る扶養控除額の割増制度及び特別の寡婦(寡婦控除を受けられる寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が三〇〇万円以下の人)に係る寡婦控除額の割増制度が設けられました。

※改正後の主な控除額

○基礎控除

(一) 一般) 三十五万円
(老) 人) 四十五万円

○配偶者控除

(一) 一般) 三十五万円
(特) 定) 四十五万円
(老) 人・別居) 四十五万円
(老) 人・同居) 五十五万円

○扶養控除

(一) 一般) 三十五万円
(特) 別) 三十五万円

○障害者控除

(一) 一般) 三十五万円
(特) 別) 三十五万円

○寡婦控除

(特) 別) 三十五万円
(特) 別) 三十五万円

○勤労学生控除

二十七万円

○配偶者特別控除

配偶者特別控除を受けられる人の所得金額要件が一千万円以下に引き上げられるとともに、控除額の最高額が三十五万円に引き上げられました。

○退職所得控除額が引き上げられました。

○主婦のパートと税金

最近ではパートタイムで働く主婦が多くなっています。そこで、パート収入と税金との関係ですが、年収が一定金額を超えると、夫の所得から配偶者控除が受けられなくなったり、主婦自身に税金がかかったりします。

夫の所得から配偶者控除が受けられるのは、パートによる所得が三十五万円以下の場合です。パート収入は、通常、給与所得になります。給与所得は、年収から給与所得控除額（年収が一六一万九千円未満までは一律に六十五万円）を差し引いて求めますので、年収が百万円（月平均八万三千円）までなら配偶者控除が受けられます。

従って、パート収入が百万円を超えますと、夫の所得から配偶者控除が受けられないこととなります。

次に、主婦にいくらから税金がかかるかは、主婦自身かどんな所得控除が受けられるかによって異なりますが、通常は納税者に一律に認められ

ている基礎控除の三十五万円だけの場合が多いので、パートの年収が百万円を超えると所得税がかかります。以上のことをまとめると、次のようになります。

パート収入と所得税

| パートの 年 収 | 夫の所得から 配偶者控除が | パート収入 に所得税が |
|-------------|------------------|----------------|
| 100万円超 | 受けられない | かかる |
| 100万円以下 | 受けられる | かからない |

○配偶者特別控除

所得税の配偶者特別控除は、夫の合計所得が一千万円（給与年収で約一千二二〇万円）以下のときに適用され、控除額は奥さまの所得によって調整されますが、最高額は三十五万円です。この控除は、給与所得となるパート収入であれば収入が百万円を超えていても一三五万円未満であれば受けることができます。

このほか、住宅ローン等を利用してマイホームを取得した場合にも確定申告をすれば五年間にわたり一定額が控除されます。

また、土地や建物を買った場合は譲渡所得として別に所得税を計算しますが、特別控除や軽減税率の特例があります。

町では、下記のとおり納税相談を行いますのでご利用下さい。申告には次のものが必要ですので必ず御持参下さい。

- 申告書をお送りしている人は必ずその申告書
- 印鑑
- 給与などのある人は「源泉徴収票」
- 雑損控除を受ける人は「被害を受けた住宅家財の明細書」
- 医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収・明細書、保険などで補てんされる金額の明細書」
- 生命保険料控除・損害保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
- 住宅取得控除を受ける人は「登記簿謄本」「住民票の写し」「売買契約書」「住宅取得に係る融資額の残高証明書」

納 税 相 談 日 程

会場：江府町役場二階会議室

| 月 | 日 | 曜日 | 午 前 | 午 後 |
|---|----|----|------------------------------|-----------------------|
| 2 | 27 | 火 | 大河原・栗尾・下蚊屋 8:30～11:00 | 宮市・宮市原 13:00～16:00 |
| | 28 | 水 | 吉原・助沢・御机・笠良原 " | 洲河崎・一旦 " |
| 3 | 1 | 木 | 営 庶 業 ・ 譲 渡 ・ 山 林 (終 日) | |
| | 2 | 金 | 下安井・武庫・半ノ上・宮ノ前 8:30～11:00 | 荒田・新道 13:00～16:00 |
| | 3 | 土 | 本四・新二 | |
| | 5 | 月 | 池ノ内 " | 美用・小原 13:00～16:00 |
| | 6 | 火 | 尾上原・日ノ詰・深山口 " | 貝 田 " |
| | 7 | 水 | 本 五 " | 久連・柿原 " |
| | 8 | 木 | 大万・小江尾・西成・袋原 " | 本一・本三・杉谷 " |
| | 9 | 金 | 佐 川 " | 本二・新一 " |
| | 12 | 月 | 農 業 青 色 申 告 (終 日) | |
| | 13 | 火 | 農 業 青 色 申 告 (終 日) | |

年金受給者の 現況届は 誕生月に提出を

国民年金

現況届は、引き続き年金を受け取るために、毎年一回誕生月の末日までに提出する届です。(20歳前の障害によるものや福祉年金から切り替わった障害基礎年金や遺族基礎年金は7月末日までに提出)

この現況届の様式が昨年の2月から変更され、市町村役場で受ける証明が、いままだ本人だけだったのが、加算額対象者についても証明が必要となり、また、他に受けている年金がある場合には、その制度名と証書の記号番号とを記入することになりました。大切な年金を確実に受け取るためにも、現況届の記入は誤りがないよう、また定められた期日までに提出しましょう。

記入について不明なことは、市町村役場または社会保険事務所にお尋ねください。

2. 有権者が、威迫してある政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告(いわゆる名刺広告)など



奥大山チロルの里だより(21)

森林浴

森林活性化対策は林道、作業道の新設による木材生産の振興策とあわせて、樹木そのものから発散される香りに含まれる殺菌作用に着目した「森林浴」も普及しつつあります。林野庁でも国民参加の森林づくり運動を推進するため「ふれあいの森林」の整備をすすめています。健康志向、余暇増大の潮流のなかで林内歩行路の整備が急がれるところです。



選挙一口メモ ～番外編～

公職選挙法が改正され 政治家の寄附は罰則をもって禁止されました。

1. 政治家(候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者)は、寄附をする

と処罰されます。政治家が選挙区内にあるものに対して寄附をすること(政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。)は、いかなる名義をするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- (①や②であっても、選挙に關してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されません。)

なお、政治家以外のものが、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

*政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

いは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

3. 政治家は年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報も含まれます。)を出すことは禁止されます。

4. 政治家や後援会が、有料のあいさつ状を出す処罰されます。

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告(いわゆる名刺広告)など

♡保健婦からひとこと……健康のため今年禁煙を！

「一年の計は元旦にあり。」といいますが、皆さんは何をあげられましたか。

健康を祈願された人のために、今回は「たばこ」の話を少ししてみました。

たばこを吸う人の数は、年々減少の傾向にはあるようですが、なかなかやめられない人が多いのも現状のようです。

たばこは、私たちの体に、いろいろと悪影響があることは皆さんご存知のことと思いますが、ここでは喫煙関連三大疾患群といわれているがん・心臓血管系の疾患・慢性閉塞性肺疾患についてお話しします。

①がん

男子喫煙者の肺がん死亡率を見ると、毎日吸っている人は、吸っていない人の4倍以上の死亡率となっています。また、他のがんの発生頻度にも深く関係することがわかります。

たばこでがんになりやすい理由の一つには、現在発見されている四千種類以上のたば

こ煙中化学物質のうちに数十種類の発がん性物質が含まれていることがあげられます。

②心臓血管系の疾患

ニコチン・タールはフィルターである程度減らせますが、一酸化炭素は、体を酸欠状態にするので、動脈硬化の第一の原因といわれ、狭心症や心筋梗塞をひき起こします。

つまり、フィルターでがんの危険性は少なくなります、心臓病には、何の効果もありません。

喫煙が心臓や血管の働きにどのような変化を起こすかを調べますと①血圧を上昇させる。②心拍数と心臓が酸素を要求する指数が上昇する。③皮膚の血管が細くなつて手足の皮膚温度が下がる、などがあります。以上のことは、心臓を必要以上に働かせる上に、たばこは血小板や赤血球にも作用して血液を固まりやすくします、心筋梗塞などの原因になります。

③慢性閉塞性肺疾患

たばこ煙の刺激によって、

慢性気管支炎・ぜんそく・肺気腫など呼吸困難を伴う肺疾患にもかかりやすくなります。

また、たばこを吸う人だけでなく、そのそばにいる人も巻き込んでしまいます。

禁煙すれば、当然ながら今まで述べたような症状は軽減し、三大疾患群にかかる危険性も低くなります。

自分の健康を思つて、やめようと思われた人は沢山あると思いますが、なかなかやめられないのが現状のようです。禁煙のきっかけや方法を模

索してばかりいてもやめられないものではありませんが、少しずつ減らそうとしても誘惑が多くうまくいきません。

WHOの専門委員会報告によりますと、禁煙に成功した人の90%は、誰の何の世話にもならず自分で禁煙したとしています。

禁煙は、自分の意志でスツバリやめるのが最良の方法です。

健康のために、今年禁煙を成功させましょう。



を出す処罰されます。

なお、政治家や後援団体に對し、あいさつを目的とする有料の広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

5. 後援会が、花輪、香典、祝儀などを出す処罰されます。

後援団体(いわゆる後援会)が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をする、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

6. この改正は、平成2年2月1日から実施されます。

1, 2, 4 および 5 によって処罰されたと公民権停止の対象となります。

人の動き



12月届け

□お誕生おめでとう

大 万 徳岡友樹 弘美長男
新 一 森田真紀 辰志二男

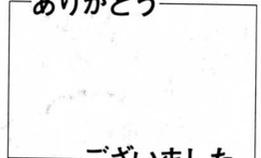
♡ご結婚を祝します

永利 勇雄 福岡県小郡市
三輪 知子 下安井から
安陪 英 東京都目黒区
佐々木由美 洲河崎から
中尾 司 江尾
遠藤 敬子 日野郡日南町から

■ごめい福を祈ります

新 二 芦立八重子 68歳猛宅
本 五 荊田 研二 89歳
袋 原 新見 将森 73歳一郎宅
池の内藤原みつよ 87歳壽庶宅
村上つねこ宅

ありがとう



ございました

12月中寄託分

■香典返しとして

本 五 荊田 シゲ 殿
(夫 研二様ご逝去)
袋 原 新見 一郎 殿
(父 将森様ご逝去)

□内祝として

本 一 若林 瀧子 殿
(ご本人様退院)
久 連 生田 隆夫 殿
(ご本人様退院)
西 成 妹尾 計範 殿
(長女麻耶様退院)
荒 田 福島婦美子 殿
(ご本人様退院)
久 連 水田 隆義 殿
(ご本人様退院)
佐 川 安部 正子 殿
(ご本人様退院)
本 一 井竹 和博 殿
(ご本人様退院)

江府町社会福祉協議会 善意銀行受払報告

- 1、十一月末累計額
一、七三六、六三八円
 - 2、十二月中寄託分
二二〇、〇〇〇円
 - 内 祝 二〇、〇〇〇円
香典返し 一〇〇、〇〇〇円
内 祝 一九〇、〇〇〇円
 - 3、特別寄付 一〇、〇〇〇円
 - 4、支出額 なし
- 十二月末累計額
一、九五六、六三八円

1990年 江府町版県民手帳

残りあとわずか
となりました。
お求めは………
役場総務課へ
一部 300円
※売り切れの節
はご容赦下さい。

□特別寄付
江府町農業協同組合
歳末謝恩大売出し特等

本 一 梅林 富子 殿
(ご本人様退院)
柿 原 加藤 喜文 殿
(ご本人様退院)
本 五 後 吉枝 殿
(ご本人様退院)
本 一 道下 新祐 殿
(ご本人様退院)
柿 原 清水 幸盛 殿
(ご本人様退院)
半の上 徳岡 和人 殿
(ご本人様退院)
美 用 高津 雛子 殿
(ご本人様退院)
美 用 川島 太助 殿
(ご本人様退院)

◎注◎意◎下◎さい◎

契約していないのに

支払請求のくる紳士録

「一度、紳士録を購入したら、次々と別の会社から、いろいろな名目で支払請求を受けた」そんな苦情相談が消費生活センターに入っています。

「60年ごろA社の訪問を受け、紳士録に名前を掲載し、15万円で購入した。63年1月、別のB社からしつこく電話で請求があり、仕方なく最終掲載料として7万円を支払った。同年6月にまたB社から特別記念版の趣旨に賛同してほしいと言われ、何のことが判らぬまま、結局、原版を廃棄する約束で5万円を振込んだ。ところが、平成元年5月にはC社から原簿終了についての入金請求があり、6月D社から抹消手続料45万円の請求。さらに、E社から版をはずすのに15万円かかると請求された」というものです。

紳士録購入に絡む、このような苦情が多発しています。契約した覚えのないものについては、毅然とした態度で断ることが大切です。